

◎新潟県告示第824号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年5月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成27年5月20日から平成27年7月31日まで
- 3 作業地域 新発田市 東新町・豊町 地内